

秋田市の老人保健医療費は280億円

適正な受診で医療費を有効に



問い合わせ

障害福祉課医療福祉室
老人・福祉医療担当
電話(866)2513
ファクス(863)6362

秋田市の六十五歳以上の人口は約六万人で、市民のほぼ五人に一人の割合となっています。

高齢者人口の増加にともない、おもに七十歳以上のかたが受給している老人保健制度の医療費も増加しています。

平成14年度の老人保健医療費は280億円でした。老人保健医療費は、介護保険制度の利用などにより減少傾向にありましたが、平成14年10月に老人保健法が改正されたにもかかわらず、上昇に転じています。

**みんなで支える医療費
有効に使いましょう**

老人保健医療費は、自己負担

を除き、その大半を各種健康保険からの拠出金(支払基金)や国、県、市の負担金などでまかなっています(左グラフ)。
また、入院にかかる費用が医療費全体の5割近くを占めています(左下グラフ)。
医療費を有効に使うため、一人ひとりが、病気の予防や健康づくりに取り組み、次のことを心がけましょう。

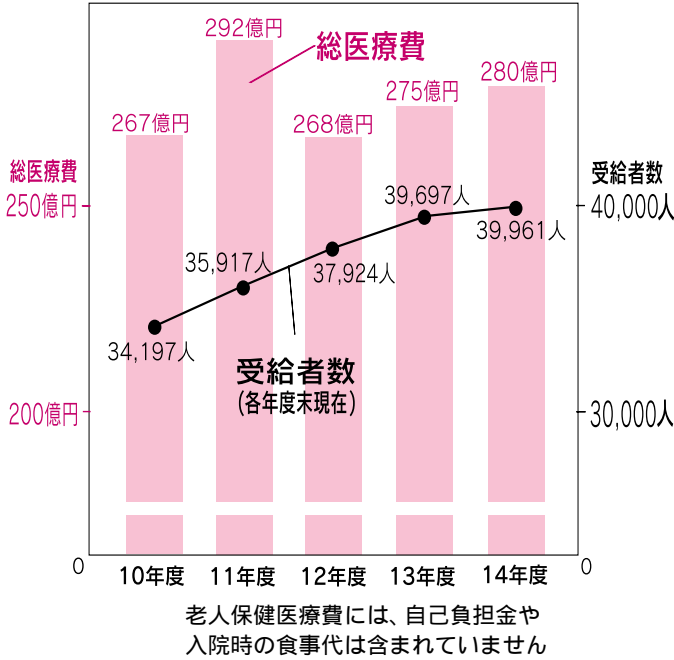
お医者さんにかかるときは、健康保険証と老人保健の医療受給者証を必ず持っていきましょう

病気の早期発見と早期治療を心がけましょう
かかりつけのお医者さんを持ちましょう
お医者さんを信頼し、指示をよく守り、同じ病気でいくつものお医者さんにかかるのはやめましょう
薬は、お医者さんの指示どおり正しく服用しましょう

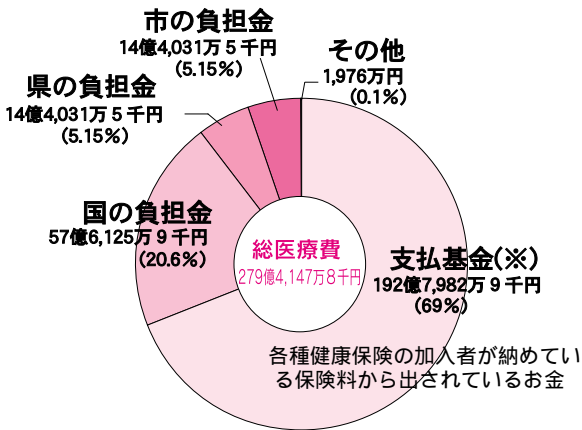
老人保健の対象者

昭和7年9月30日以前に生まれたかた
65歳以上で一定の障害のあるかた

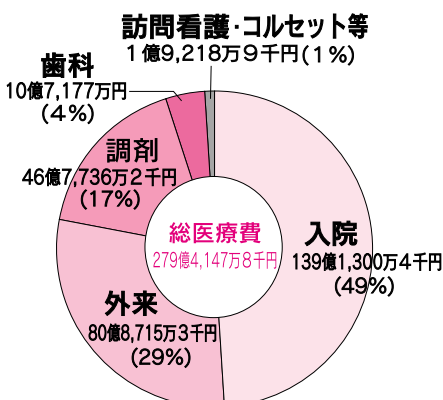
老人保健医療の総医療費と受給者数



平成14年度 老人保健医療費の負担割合



平成14年度 老人保健医療費の使われ方





乳幼児、心身障害(児)者、母子父子家庭のかた 福祉医療費の申請を

問い合わせ

障害福祉課 医療福祉室 老人・福祉医療担当
tel(866)2513 FAX(863)6362

ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/sc/>

表 1

対象者	該当要件 1	該当要件 2
乳幼児	0歳児～小学校就学前までのお子さん (6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	
	0・1歳児	全員に入院・通院の費用を助成します (所得確認があります)
	2歳以上	通院には所得制限があります 入院は全員に助成(所得確認があります) * 所得制限を超え、受給者証をお持ちでない未就学のお子さんが入院する場合は、健康保険証と印鑑をお持ちになって申請してください。 なお、平成15年1月1日現在、秋田市以外にお住まいだったかたは、前に住んでいた市町村の「平成15年度所得証明書(14年中の所得)」が必要です
下記の家庭の児童 ・母子父子家庭 ・父母のいない家庭 ・父または母が1～2級程度の身体障害者手帳を持っている家庭	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	・社会保険本人は該当しません ・所得制限があります
重度心身障害(児)者	身体障害者手帳(1～3級)または、療育手帳Aをお持ちのかた	・社会保険本人は所得制限があります
高齢身体障害者	65歳以上で、身体障害者手帳(4～6級)をお持ちのかた	・社会保険本人は該当しません ・所得制限があります

福祉医療費助成制度は、毎年8月1日から翌年7月31日までを1年度としています。平成15年度(平成15年8月1日～平成16年7月31日)の受給者証の交付にあたっては、平成15年度(平成14年中)の所得の確認が必要となります。

表1でいう「社会保険本人」とは「市町村国民健康保険と国民健康保険組合以外の健康保険に加入している被保険者」をさします。

表1に該当するかたは、申請すると福祉医療費の受給者証が交付されます。診療を受ける際、この受給者証と健康保険証と一緒に医療機関に提出すると、保険診療の自己負担が助成されます。今まで申請をしていなかったかたは、障害福祉課医療福祉室へお問い合わせください。

申請がまだのかたはお早めに

乳幼児への助成 気になる所得制限は？

福祉医療費助成制度で2歳以上の乳幼児が通院する場合の所得制限は表2のとおりです。

また、所得制限を超えているため該当しなかったかたでも、修正申告などにより平成15年度(14年中)の所得が少なくなったり扶養人数が増えた場合は、申請月から交付される場合があります。

表 2 2歳以上の乳幼児の通院に対する助成の所得基準額

扶養人数	所得基準額
0人	234万2千円
1人	272万2千円
2人	310万2千円
3人	348万2千円

* 扶養親族が1人増すごとに、所得基準額に38万円が加算されます

乳幼児以外の所得基準額については、お問い合わせください。

市民税・県民税納税通知書の3枚目に綴られている明細書(所得・控除)の「総所得」+「欄の額」

B A以外のかたで、市・県民税を納税通知書で納付しているかた

市民税・県民税特別徴収税額通知書の「総所得金額」欄の額

A サラリーマンで市・県民税を給料から控除されているかた

平成15年度の総所得額から、社会保険料控除一律8万円、配偶者特別控除額などを控除した額が表2の基準額を超えなければ、制度に該当します。
総所得額は、市・県民税を納付する通知書(左のA・B)でご確認ください。父母の所得は合算せず、それぞれの所得額で判断します。